**FBC上海2018 ものづくり商談会**

《申込書送付先》

商談会チーム 金、肖（日本語対応可）

TEL：86-21-3353-8866 FAX：86-21-3353-8981

Email：[fbcsh@factorynetasia.cn](mailto:fbcsh@factorynetasia.cn)

**出展申込書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名  （中国語） |  | | | | 会社名  （日本語） |  | |
| 住所 |  | | 電話番号 |  | | URL |  |
| 氏名 |  | | 所属部門 |  | | 役職名 |  |
| 性別 | * 男　　□　女 | | Email |  | | 携帯番号 |  |
| 資料  郵送先 | 氏名 |  | 電話番号 |  | | 住所 | 〒 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社  特徴紹介 | □　先進技術・特許情報　　詳細：  □　市場シェア　　　 　%　詳細：  キャッチコピー：  ※15文字以内、記入例：「国内唯一の□□技術」、「〇〇μの超精密加工にも対応」など | | | | | | | | | | | | | |
| 商談対象  品目 | 調達品 |  | | | | | | | | | | | | |
| 販売品 |  | | | | | | | | | | | | |
| お申込み  内容 | □　標準コマ | | □　1コマ（3m×3m）  □　2コマ（3m×6m） | | | 希望  エリア | | □自動化・ロボット、□自動車、□機械設備  □電子･電気、□エコロジー、□工場MRO・その他 | | | | | | |
| □　特装空地渡し | | □　 　　 m× 　 m= 　 ㎡　ブース番号： | | | | | | | | | | | |
| □　お任せプラン | | プラン選択 　□ A　　　□ B　　　□ C | | | | | | | | | | | |
| 有料  オプション | 特定コマ指定 | | □希望　※会場図から最大10ヶ所まで選んでください。 | | | | | | | | | | | |
|  |  |  | |  | |  |  |  |  |  |  |
| セミナー | | □1コマ/50分　10,000元　　□1コマ/30分　8,000元 | | | | | | | | | | | |
| 懇親会参加意向  11/19夜開催予定 | | □あり　　　　　　　　□なし  ※EASTPO出展企業との交流会詳細が確定次第、別途ご案内いたします。 | | | | | | | | | | | |
| その他広告案内 | | □希望　　　　　　　　□不要  ※ご希望をご選択いただきましたら、別途ご連絡いたします。 | | | | | | | | | | | |
| 特典 | □　FBC昆山2018（5月16-18日）出展　　　□　FBC広東2018（9月12-13日）出展 | | | | | | | | | | | | | |
| 出展資格 | ■　共催経由 | | 共催名：新潟県（運営：公益財団法人にいがた産業創造機構） | | | | | | | | | | | |
| □　FNA会員 | | □　ベーシック　□　シルバー以上　　　会員期限：　　年　　月　　日まで  □　非会員（FNA会員入会希望） | | | | | | | | | | | |
| 支払通貨 | □　日本円 　□　人民元 | | | | | | | | | | | | | |
| ターゲット  企業情報 | ※来場者誘致のご参考になります。必ずしも商談がある事を保証するものではございません。 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| 特記事項 | ※ご要望等、主催者に対するコメントをご記入下さい。 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |

（申込期限：2018年7月31日） **申込日：　　　年　　月　　日**

|  |
| --- |
| 当社は、｢FBC上海2018ものづくり商談会 ｣出展募集要項の記載事項　　　　　　　　　　　　　　　　代表者のご署名捺印又は社印  及び免責事項に同意の上、同商談会への出展を申込ます。  ※申込書提出後、主催者側よりメールでIDとパスワードを発行致します。  メールが届かない場合は商談会チームまでにお問い合わせ頂くようにお願い致します。 |

(e)出展者が商談会開催時間中に撤収した場合。

2.商談会初日の開催時刻までに、出展者が通知無しにブースを利用していない場合は、出展者が出展申込みを取消したものと見なします。

3.本項1.または2.に基づき出展者の出展権利が喪失する場合でも、出展者は主催者に対し、支払われた金額の返済を要求しないものとします。

**展示会の取消**

主催者は自ら制御できない不可抗力の為、いつでも展示会の取消し、その性質の変更、規模の縮小、商談会の期間短縮または延長する権利を留保しますが、出展者に対しいかなる責任も負いません。そのような状況には商談会の開催が不可能または実行できないと主催者によって任意に判断された水害、台風、地震、火災、爆発、伝染病、旅行制限、戦争、テロ行為、通商禁止、訴訟手続きまたは政府規則が含まれますが、それらに限られません。また、本条項に基づき商談会の取消し、変更、縮小、短縮又は延長がなされたことを理由に、出展者が支払った金額の返済又は損失・損害について主催者に対しいかなる異議も申し立てることはできません。

**出展物の管理と免責**

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、天災、その他正当な不可抗力原因により生ずる損失または損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について責任を負わないものとします。

**展示会開催時間中のブースの管理及び装飾について**

本商談会の秩序を保つため、商談会開催時間中出展者は標準ブース装飾の一部を出展社自身の判断で撤去する事はできません。事前に主催者とご相談ください。1社での複数ブースご利用の際は、標準ブース装飾はその数に準じますが、一部をご使用にならない場合でもご利用ブース数に準じた料金となります。

**規定の追加**

主催者は、商談会の円滑な運営のため、必要に応じて上述の記載内容を解釈、変更または訂正する権利、および条項を追加する権利を留保します。主催者による本規定および追加条項に対する解釈が最終的なものとなります。

**出展料の支払**

**請求日：**

・Web上での基本情報及びオプション申込み作業が完了次第、翌週金曜日に出展料を請求させて頂きます。

・Web登録（8月31日まで)未完成者に対しては、9月3日(月)時点でオプション申込み無しの処理を行い、出展料を請求させて頂きます。

**出展申込の取消について**

出展申込書提出後の出展取消については、次の基準で解約料をお支払頂きます。

※出展取消の連絡は主催者であるファクトリーネットワークチャイナに文書・メールにて届いた時点で有効となります。電話又は口頭での申入れは無効とさせて頂きます。

|  |  |
| --- | --- |
| **書面による解約通知を受領した日** | **解約料金** |
| 2018年7月31日（火）まで | 出展料の25% |
| 2018年8月31日（金）まで | 出展料の50% |
| 2018年9月1日（土）～商談会当日 | 出展料の100% |

※既に料金をお支払い済みの場合、返金の際の送金手数料・振込手数料は出展者様にご負担いただきます。

※オプション料金はキャンセル時期に関わらず、料金の全額を頂戴致します。

**免責事項**

1.主催者は、その従業員の不法行為などによって招いた死亡または個人傷害を除き、出展者やその代理人、請負業者、従業員、あるいは出展者の展示品やその関係者の財産などの紛失・盗難における損害・損失については、主催者または従業員は一切の責任を負いません。

2.主催者は、本商談会での商談内容またはその成果について保証するものではありません。

3.出展者が法律に違反した場合、主催者、従業員または代理人が受けるすべての損害・損失について責任を持って賠償していただきます。また、出展者は自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または商談会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

**出展権利の喪失**

1.下記の事項が一つでも発生した場合、主催者は事前に通知することなく出展者の出展権利を喪失させ、出展者の費用負担において即時にブースを閉鎖する権利を有します。

(a)出展者またはその代表者、代理人、請負業者、従業員が法律に違反した場合。

(b)第三者から差押・仮差押・仮処分を受け、もしくは競売の申立又は破産宣告の申立を受けるなど、支払い不能が明らかになった時。

(c)出展者の行為が商談会の性質と目的に一致しない場合または商談会で他の出展者及び第三者の権利を侵害すると主催者が判断した場合。

(d)出展者の行為が商談会の性質と目的に一致しないような商品等を展示し、またはこれを販売した場合。